

公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険内容について

児童クラブでは、事故などを起こさないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起きることがあります。児童クラブの活動時間中の万一の事故等の備えとして、希望する方には公益財団法人スポーツ安全協会が取り扱うスポーツ安全保険に加入していただきます。

※スポーツ安全保険に加入しない場合は、万が一の事故等に備え、個人でその他の保険に加入するなどの対応をお願いします。

(1)補償の種類と内容(加入区分:A1)

種類	適用範囲	補償額(令和6年度)
傷害保険	急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、通院。 ※通院は最大30日分、入院は最大180日分が限度となる。	通院:1,500円/日 入院:4,000円/日 後遺障害:4,500万円(最高) 死亡:3,000万円
賠償責任保険	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害。	対人・対物賠償合算 1事故5億円(最高) ただし、対人賠償は 1人1億円(最高)
突然死葬祭費用保険	突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用。	180万円

なお、対象となる事故の範囲は以下のとおりです。

- ① 団体への入会日から年度末までの事故
- ② 「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

(2)保護者等負担額400円/年(年間掛金は800円ですが、市が半額の400円を負担します。)

(3)保護者負担額の納付方法

利用初月に1度、児童クラブ負担金登録口座から400円加算して引き落としとなります。